

改 正 案	現 行
<p>事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第十六条第三項、第二十五条、第三十四条第二項、第三十六条及び第四十八条第二項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の細目を次のように定める。</p> <p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条 規則第三十五条の二第二号（<b>第四十五条第二項</b>）において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外）</p> <p>第七条 規則<b>第四十条第二項</b>の規定により規則<b>第三十七条及び第三十九条</b>において準用する<b>第十条第二項</b>の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備とする。</p>	<p>事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第十六条第三項、第二十五条、第三十四条第二項、第三十六条及び第四十八条第二項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の細目を次のように定める。</p> <p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条 規則第三十五条の二第二号（<b>第五十三条第二項</b>）において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外）</p> <p>第七条 規則<b>第四十八条第二項</b>の規定により規則<b>第三十八条及び第四十条第二項</b>の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備とする。</p>